

## 規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第二十一号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を次のように改める。

3 職員は、育児休業法第十九条第二項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（別表第六の三）を教育委員会に提出しなければならない。同条第三項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第十七条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申出を行った職員は、育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の請求にあつては第一号部分休業簿（別表第六の三の二）を、同項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の請求にあつては第二号部分休業簿（別表第六の三の三）をもつて教育委員会に請求しなければならない。別表第六の三を次のように改める。

別表第6の3（第17条関係）

部分休業申出書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名  
職 名  
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は別表第6の3の2を、第2号部分休業の場合は別表第6の3の3を提出すること。

別表第六の三の次に次の二表を加える。

別表第6の3の2（第17条関係）

## 第1号部分休業簿

 校 名 \_\_\_\_\_  
 塾 名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

年度 \_\_\_\_\_

記号	筆記				備考 (理由等)	部分休業の請求期間										請求月日	備 考
	開始日	終了日	開始時刻	終了時刻		月 日				時 間							
1						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
2						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
3						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
4						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
5						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
6						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
7						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
8						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
9						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			
10						月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	月 日			

(注) 筆記欄の署名等は適宜変更又は増減できること。

別表第6の3の8（第17条関係）

第2号部分休業簿																		
年度 _____														校 名 _____				
														駅 名 _____				
														氏 名 _____				
記号	活動					活動内容 (単位/学年)	部分休業の課学期間							課学期間数	欠時間数	課末日	備 考	
	出席				遅刻		月 日				時 間							
1							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10							月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
<small>(注) 上記欄の欄名等は適宜変更又は増設できること。</small>																		

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。